



みさと

No.40

2014.10

美郷町議会だより



秋だ! 秋だ! 秋だ!

P2~3 第3回 定例会報告

P2 議会改革の小さな一歩ですが…

P4~5 平成25年度 決算報告

P6~13 一般質問 -8人登壇-

P14 シリーズ追跡 どうなったの? あの質問…

P14 議会活動報告 (平成26年6月~)

P15 議員ひとり歩記

P16 住民の声

P16 編集後記

平成26年美郷町議会 第3回 定例会報告

提案された議案

条例案

■ 防災会議条例の一部を改正する条例の制定

災害対策基本法、水防法の改正に伴い、同法に基づき定める防災会議の組織と所掌事務の改正を行うもの

■ 災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定

災害対策基本法の改正に伴い、市町村の災害対策本部の設置根拠となる条項が、都道府県と区分明確化により引用

平成26年第3回定例会が9月8日に招集され、会期を9月18日までの11日間と決め、条例案3件、予算案7件、一般事件案4件、報告事件案3件の計17件が提案され慎重審議しました。

また、9月17日には一般質問が行われ、8名の議員が質問に立ちました。

提案された議案につきましては、18日の最終日に全議案とも原案どおり可決、承認され閉会しました。

(単位：千円)

会計名	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	7,356,179	59,812	7,415,991
簡易水道事業特別会計	269,218	4	269,222
下水道事業特別会計	264,477	4,619	269,096
君谷診療所特別会計	5,173	447	5,620
国民健康保険特別会計	705,289	6	705,295
国民健康保険診療所特別会計	82,493	12	82,505
後期高齢者医療特別会計	188,397	41	188,438

予算案

■ 平成26年度美郷町一般会計補正予算並びに特別会計補正予算

■ 条項を改正するもの
福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定

母子及び寡婦福祉法が、母

子及び父子並びに寡婦福祉法に改正されたことにより、条例の一部改正するもの

一般事件案

■ 町道路線の認定

防災公園線、竜眼地支線、原中支線の3路線の町道認定

■ 町道路線の変更

谷川線、谷川支線、竜眼地線、原中線の4路線の路線変更

■ 町道路線の廃止

邑智中学校線の町道廃止

■ 議会改革の小さな一歩ですが…



みなさん気軽に議会傍聴に出かけませんか？

議会傍聴は、手続が面倒とか堅苦しいとかの理由で敬遠されてはいませんか？

傍聴の手続きは、議会傍聴届けに住所・氏名・年齢を記入するだけでいいんです。

美郷町議会は、予算や条例をはじめ、行政に対する一般質問など、住みよい町づくりのための議論をしています。

あなたも議会傍聴にぜひお越しください。

日程など、詳しいお問い合わせは議会事務局まで

☎085517511937

平成25年度決算に基づく美郷町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	13.7 (25.0)	72.9 (350.0)
※実質赤字比率 実質赤字額が標準財政規模に占める割合を示すものであり、黒字決算で数値の記載無し。	※連結実質赤字比率 一般会計及び特別会計全ての会計の赤字額及び資金不足額を標準財政規模で除して得た率であり、全会計が黒字で記載は無し。	※実質公債費比率 地方債の元利償還金等が標準財政規模に占める割合を示すものであり、過去3年間の平均の数値を記載。	※将来負担比率 一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示したものの。

※括弧内は早期健全化基準

平成25年度一般財団法人美郷町開発公社事業実績及び決算、平成26年度事業計画及び予算の報告
平成25年度株式会社グリーンロードだいわ第22期決算、第23期事業計画の報告

陳情の要旨	審査結果	付託常任委員会
町道町中線道路側溝整備に関する陳情 (美議陳第3号)	採 択	産業建設常任委員会
手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情 (美議陳第4号)	採 択	教育民生常任委員会

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって美郷町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月18日

島根県邑智郡美郷町議会

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

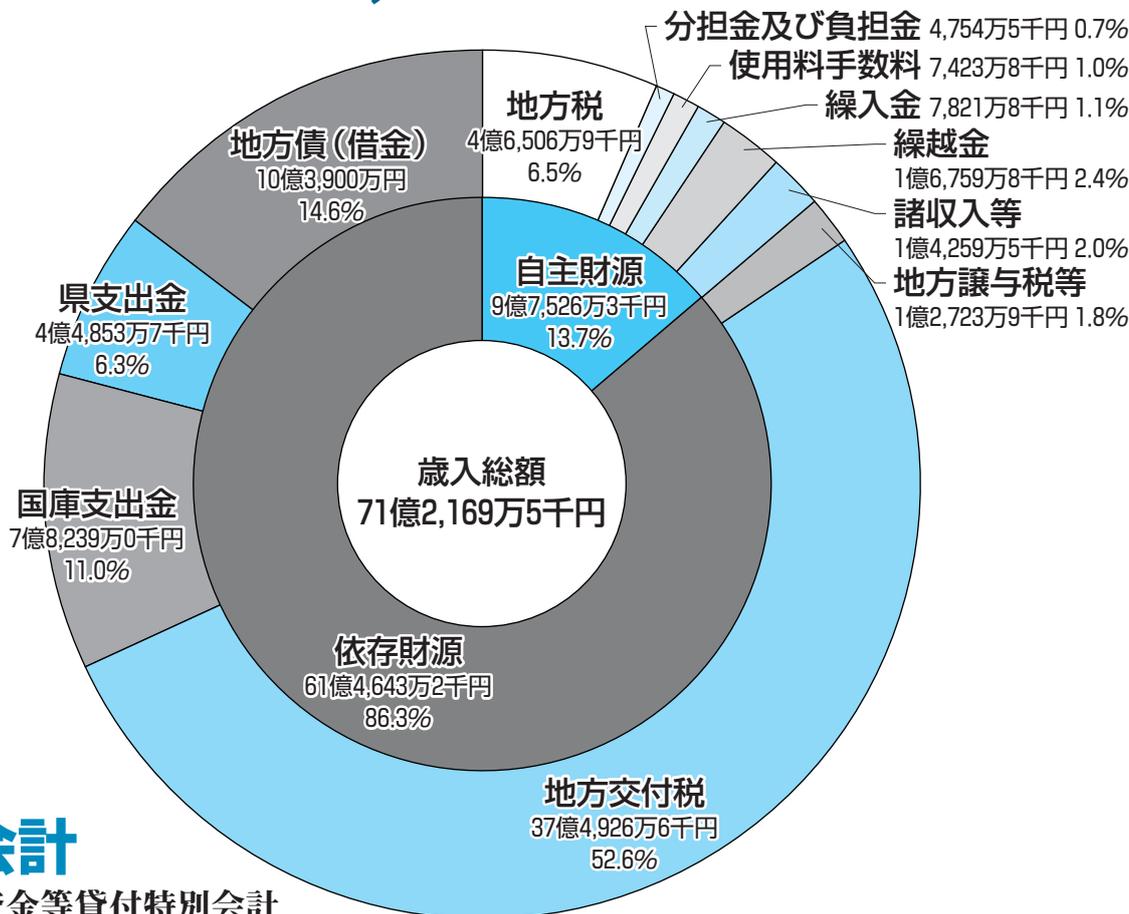
9月18日の最終日に議員発議による意見書が1件提案され、全会一致で可決されました。意見書は内閣総理大臣へ送付しました。

議員発議による意見書「手話言語法」制定を求める意見書

美郷町の一般会計及び特別会計の決算は、単年度収支において黒字となり、堅実な財政運営が行われています。財政運営は改善されていますが、まだ厳しい状況にあります。

一般会計
歳入総額

71億2,169万5千円 歳入



特別会計

住宅新築資金等貸付特別会計

歳入総額 4,411,360円
歳出総額 4,411,360円

簡易水道事業特別会計

歳入総額 291,729,343円
歳出総額 291,671,291円

下水道事業特別会計

歳入総額 311,362,759円
歳出総額 310,844,759円

君谷診療所特別会計

歳入総額 4,997,244円
歳出総額 4,997,244円

国民健康保険特別会計

歳入総額 706,438,169円
歳出総額 706,267,869円

国民健康保険診療所特別会計

歳入総額 75,814,619円
歳出総額 75,814,619円

後期高齢者医療特別会計

歳入総額 186,080,097円
歳出総額 186,080,097円

財政運営の状況

(単位：%)

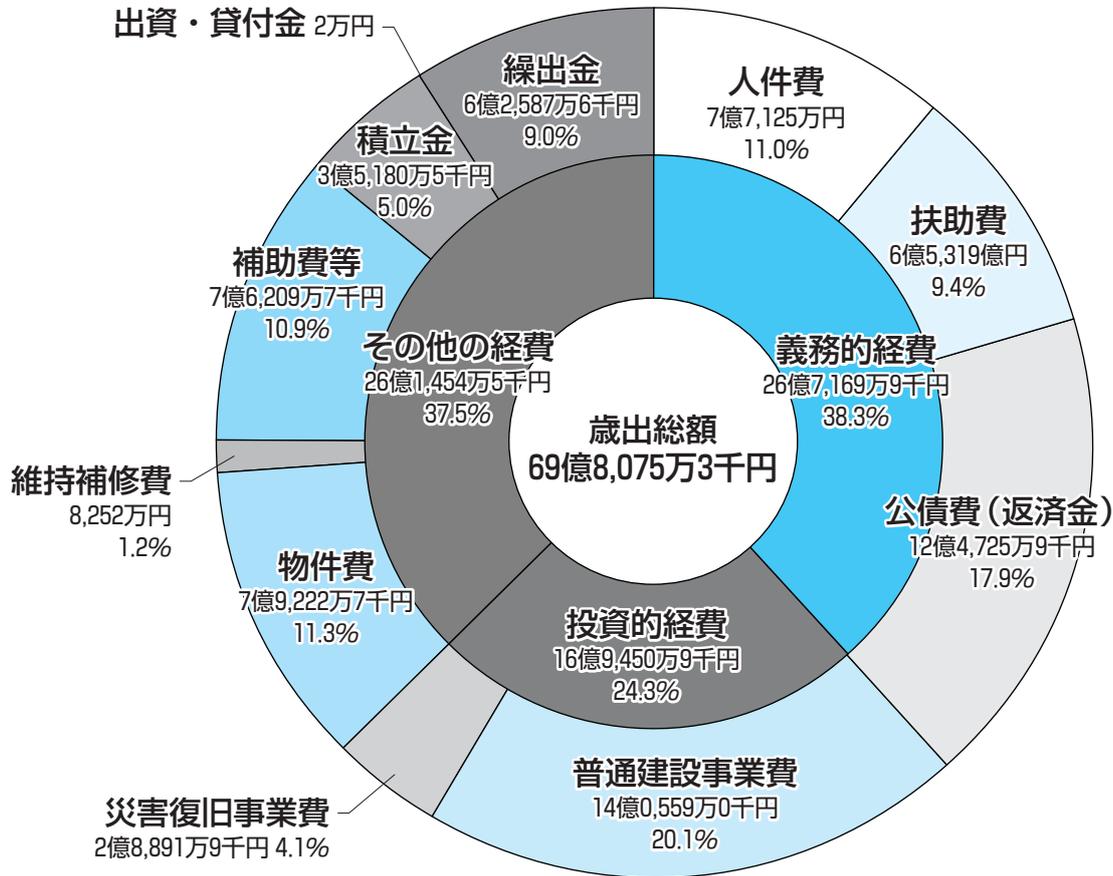
	23年度	24年度	25年度
財政力指数 地方公共団体の財政力の強弱を示す指数。1に近い(あるいは1を超える)ほど財政に余裕があるとされる。	0.140	0.136	0.136
経常収支比率 経常的な一般財源がどの程度経常的な経費に充てられているかを示す指数。数値が高いほど財政が硬直化し、70%~80%の範囲が望ましいとされている。	85.2	84.3	86.1
実質公債費比率 一般財源の標準的な規模に占める公債費のほか、公営企業会計や一部事務組合が負担する公債費、債務負担行為などを加味した比率。	14.0	13.9	13.7

決算

平成25年度美郷町一般会計及び特別会計決算認定について審議を行い、歳入総額71億2,169万5千円、歳出総額69億8,075万3千円を認定しました。

歳出 一般会計 歳出総額

69億8,075万3千円



決算審査
7月28日から8月8日まで(12日間)決算審査を行いました

決算審査結果の意見

代表監査委員 矢渡 升
監査委員 藤原 修治

【審査結果】

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書は、それぞれ所定どおり作成されており、決算計数は関係諸帳簿(票)及び証拠書類と照合した結果、いずれも相違なく適正であると認めた。

【決算全般意見】

● 決算状況

合併特例交付金は5年延長されるも、来年度より徐々に減額される予定であり、今後もこの様な歳入減少傾向は続くと思われ、全職員が収入未済額の徴収をはじめとした自主財源確保に、また歳出面においては引き続き経費の削減を行い、優先事業の選択を行いながら、町運営に傾注頂きたい。

● 収入未済額

25年度未済額に占める住宅新築資金特別会計の額は117百万円と(59・5%)大きく、未済率の大半を占めており、特に本資金の回収に注力して頂きたい。

● 人口動態

26年度より機構改革による定住推進課の設置等、各種施策・対策が行われるが人口の減少は続くと思われる。今後もＩターン・Ｕターンの定住促進、職場の確保により定住推進課設置による町内人口の減少低下に期待したい。



決算審査状況



旗根 正一 議員

除細動器の点検は

リース契約により定期点検をしている

問 最初に設置されたものは、早10年が経過しようとしている。最近の報道によると、緊急使用時に電池切れや腐食などにより作動不能のものが多々あると報じられている。こうしたことを踏まえ、本町に設置されている機械の点検をしておく必要はないか。

答 町長 町設置のもの15箇所、民間事業所などによる設置は12箇所あると把握している。町が設置したAEDのほとんどが警備会社とリース契約をしており、電極パッドなどの消耗品は警備会社が定期交換する契約内容で、議員が危惧されている、緊急時に作動しないという状況は起こらないと認識している。しかしながら、日常点検を指示しているが状況について把握しておらず、改めて点検の徹底を通達する。



町舎内に設置されている除細動器(AED)

除雪作業の体制整備は今年は業者からのリースにより対応する

問 大和地区の主要路線の除雪を行っていた業者が休業したが、冬季除雪作業の体制はどのように計画されているかを考えを伺う。

答 町長 地域内の土木建設業者を路線ごとに配置し、素早い除雪体制ができるように除雪計画会議を開催、関係

者との綿密な連絡体制など確立している。撤退された業者の持ち分は、他の業者に分担するなどして万全を期す。

問 除雪機の維持管理に対する支援と、除雪機を購入し、貸与する体制が考えられないか。

答 町長 タイヤシヨベルは、年間の稼働日数が少なく現場で使うことがほとんどない状況である。除雪機を維持していただくため検討する。

答 建設課長 機械を手放している状況ではあるが、すぐに機械を買うということにはならない。大和地域は、休業されている業者が保有している機械を借りることも含め、リースで計画していきたい。



除雪状況

大和荘の耐震対策は

改修方針決定のため事前調査を実施

問 大震災が想定される中、早急に耐震診断などを行うため耐震対策が必要と考えるが。

答 町長 旧館については築43年が経過し、株式会社グリーンロード375の役員会並びに株主総会において、老朽化が進み建築基準法の耐震基準に適合しない施設であると思われる旨の意見が出された。この意見を受け、この度9月補正において耐震診断、耐震補強工事

あるいは環境調和にマッチした新館を建設するかの判断資料とするため、事前調査委託料を計上した。



耐震対策が必要な大和荘

農業後継者担い手育成策の強化を

経営の安定と定住に結びつく 仕組みづくりを検討



福島 教次郎 議員

問

26年産米の概算金は25年産米に比べ大幅に低価格となった。米作経営が成り立たなくなり、米作農家の減少、農地の荒廃が容易に想像することができると。中山間地直接支払いなどの国策、町単独の各施策が導入され、地域の存続存立の基盤になっている。米価の下落は農業に対する意欲の低下につながりはないかと危惧をしている。農業後継者（担い手農家）の育成・強化を図っていくべきと考える。町長は今後の農政はどうあるべきとお考えか。

答

町長 26年産米の概算金は昨年と比較して、町の基準反収で10アールあたり2万6000円の減収。農業経営の悪化や米作りに対する意欲の減退、耕作放棄地の拡大が懸念される。農業後継者育成強化のため園芸作物へ農業経営を転換する支援策の方針を構築していきたい。集落営農の組織化に対する支援を継続し、生産コストの低減や労働力の確保などに努める。認定農業者などの中核的農家の規模拡大や、新規就農者を呼び込む施策についても考えていく必要がある。栽培技術の向上や施策整備と一体となった施策を展開して、農業経営の安定と定住にも結びつけられる仕組みづくりも検討していく。

26年産米の概算金は25年産米に比べ大幅に低価格となった。米作経営が成り立たなくなり、米作農家の減少、農地の荒廃が容易に想像することができると。中山間地直接支払いなどの国策、町単独の各施策が導入され、地域の存続存立の基盤になっている。米価の下落は農業に対する意欲の低下につながりはないかと危惧をしている。農業後継者（担い手農家）の育成・強化を図っていくべきと考える。町長は今後の農政はどうあるべきとお考えか。

問

不在地主や離農者から農地の集積が必要である。農地の譲渡などは農業委員会所管であることは承知しているが、小面積の取得のためには農地法第3条の緩和策が必要ではないか。

答

産業課長 農地の耕作を新たにを行うには30アールの面積を持つてないとその農地を取得できない、耕作ができないという農地法第3条の規定がある。一方、利用権の設定、耕作は、賃借あるいは使用貸借については下限面積を定めていない。10アールでも5アールでも利用権の設定はできる条件になっている。

問

認定農業者あるいは法人が集う会合など、農業収入・財務研修・勉強会・振興作物等、何らかの研修ができるような足腰の強い団体はできないか。

答

産業課長 邑智郡では集落営農連絡協議会、農業士会等の組織もあり、普及部では農業簿記の研修等が行われている。中核的な農業者の方の集まりは必要であり、町としての取り組みも考えていきたい。

問

26年産米の概算金は大幅に低価格となったが収入減少影響緩和対策のことに付いて情報があれば内容を知らせていただきたい。

答

産業課長 町内法人3団体はこの事業に加入しており、過去5年間の米の価格から一番高い年と一番低い年を外し、3年間の平均単価を出し、差額を助成するという制度で、10%減少は626円、20%減少は1253円が補償される。本年度に限り農業者に關しては約2000円の補てん額と試算をしている。

問

農地を守って農村を守り続けていくことは、経営の

維持、拡大に向けた農機具の導入や機械の更新、生産施設整備などが必要と思うが支援事業等は今後考えられないか。

答

産業課長 農業者の方の意欲、新しい農業の形を

実現できるような制度設計を皆さんと一緒に考えていく。これからのいろいろとアイデアを出していく。



米の収穫作業



原 克美 議員

持ち家改修に貸付制度の新設を 現行制度で対応する

問 Uターンをされた方と町が、定住対策に向け意見交換がされたか。

答 町長 これまでにそういう機会を持ったことはない。今年度入居者アンケートを検討しており、意見や感想を伺うことは、この事業を検証する上で大変重要なことである。今後、入居者だけでなく、機会を通じて地元自治会などに意見をいただく機会を設けたい。

問 定住された方との意見交換会もないなど、定住政策に対しての検証もない状況で、中途半端な制度をつくることとなる。新規事業「定住者用住宅改修事業」の事業費100万円です。改修ができる

か疑問である。どのように費用設定をしたのか。

答 定住課長 「定住者用住宅改修事業」の補助上限額を事業費100万円の1/2を上限とした50万円については、他の自治体等の状況を見て決定した。

問 Uターン者が自分が育った持ち家の増改築等に対して、貸付制度を提案する。

答 町長 自らが生まれ育った田舎で親と一緒に住みたいという、ふるさとに愛着を持っている方がおられることは承知しているが、今のところは当面の制度を活用いただきたい。

若者定住住宅設計委託料の削減はできないか

同じ設計でも毎年積算は必要

問 これまで、36棟分約4000万円の設計管理委託料の支出が同じ設計事務所にな成果品に対し、設計委託料を削減し支出を抑える考えはなかったか。

答 町長 10パターンの設計は1回で済むが、軽微な変更・材料の変更に対応しているため、毎年度の設計を行わざるを得ない状況である。また委託経費には、設計料と工事監理経費も含んでいる。

問 備品について設計事務所が見積もりを採用した業者が最終的に受注し、他の業者はメーカーから見積りすら取れない状況があると聞いたが。

答 町長 15程度の企業、商店などが下請け、外注、調達などで関わっている。内容は工事関係では鉄筋、土木工事、電気設備など、建設資材関係では生コンクリート、ブロックなどのほか二次製品など、また工事に関係する運送やごみ、産廃処理、建設機械のリースなどがあり、現時点でも多岐にわたっている。工事は、これから本格化していき、関係する企業の数、内容などはより増えてくるものと考えている。経済効果は、工事自体からの直接的なもので、元請の共同企業体を除き、工事費の約20%、2億2000万円程度が町内にまわっていくと想定をしている。

コミュニティセンター建設に伴う町内企業の関わりと経済効果は

15社の企業で2億2千万円（工事費の20%）程度を想定

問 町内企業の関わりと経済効果は。

答 町長 15程度の企業、商店などが下請け、外注、調達などで関わっている。内容は工事関係では鉄筋、土木工事、電気設備など、建設資材関係では生コンクリート、ブロックなどのほか二次製品など、また工事に関係する運送やごみ、産廃処理、建設機械のリースなどがあり、現時点でも多岐にわたっている。工事は、これから本格化していき、関係する企業の数、内容などはより増えてくるものと考えている。経済効果は、工事自体からの直接的なもので、元請の共同企業体を除き、工事費の約20%、2億2000万円程度が町内にまわっていくと想定をしている。

問 移動観覧席採用の経緯と点検作業のための入り口が女子トイレにあるが。

答 総務課長 受注業者と契約した段階で、備品の採用は設計事務所ではなく受注業者が決定する。町は承認するか否かの判断だけである。

問 総務課長 設計業者が三者見積もりをとって設計をした。製品の採用については元請である共同企業体が、町の仕様を踏まえて検討・判断し、設計施工監理者との協議を得て最終的には町が承認する。また、移動観覧席の点検時の入り口については、通常女子トイレを利用時は極力避けたい。



観光事業と観光イベントの振興策は

江の川・銀山街道・三江線・神楽など地域資源を活用した着地型の観光を振興する

問

本年4月より観光協会は役場定住促進課に移行し、会長には町長が就任した。そこで観光イベントや祭りの来場者数と今後の振興策を伺う。

答

町長 島根県観光振興課が毎年行っている島根県観光動態調査結果によると町内の観光地への入込客の延べ数は、平成25年度は8万9727人。

イベントや祭りの来場者数は産業祭、文化祭、花火大会など町や観光関連団体が行ったものは5200人で、その他各地域で実施されたイベントや祭りがあり相当数の参加があると思う。当町には多くの観光客が訪れる観光地はないが、江の川・三江線・銀山街道・神楽など地域資源があり、これらを活用した着地型の観光を振興するとともに、発地側に情報の提供を積極的に行う。

問

松江自動車道の開通に伴い町内を横断する国道375号の改良未着手の進捗状況を問う。

答

町長 国道375号は湯抱バイパスが平成27年3

月完成予定で、湯抱から粕淵に向かう湯抱2工区が平成25年度より着手、残り粕淵連担地内への区間は未計画である。長藤工区は本年度予備調査を実施して今後の計画を検討する。町内の全長3万559メートルの内、改良済みは2万5846メートルで改良率は89・1%である。早期の全線改良に向け関係機関に要望する。

問

グリーンロード375は観光事業の目玉ととらえ、地域の活性化に取り組んでいる。全国には同じような地理、地形があるが大きな成果を上げていく施設もあり、立ち寄っていただける魅力ある施設になるよう早急に考える必要がある。グリーンロード375の来場者数と今後の振興策を問う。

答

町長 町希少林産物等展示販売施設いわゆるグリーンロード375は、平成4年度に建設し平成6年5月に供用開始、来場者数の推移は平成22年度2万6172人、23年度2万3279人、24年度2万2301人、25年度2万2

494人である。グリーンロード375は現在、町の指定管理施設として株式会社グリーンロード大和に管理運営を委託している。指定管理者とともに活性化に向け地域住民や関係者と具体的な仕組みづくりを検討する。

問

平成26年度の観光協会事業計画で石見神楽を活用した観光地づくりプロモーション計画の具体的計画を問う。

答

町長 現在、町観光協会は広域的な取り組みとして、石見観光振興協議会に加入（事務局は県西部県民センター（商工労政事務所）、事業計画の中に石見夜神楽毎日公演と石見神楽出張公演があり、これを県委託事業として計画している。

問

石見夜神楽毎日公演の入場者数を問う。

答

町長 平成25年度は8月25日から31日の6日間公演で延べ鑑賞者数は790人で1回あたり平均132人で実施した自治体の中で一番多かった。

問

住民団体が行っている「伝統芸能と光の祭典」イベントは来場者が年々増え昨年は700人を超えた。今年度は1000人近い来場者が予想され、駐車場・トイレ等が不足する。町及び観光協会が支援できないか。

答

町長 「伝統芸能と光の祭典」の駐車場は道の駅・中学校を利用し、バスの輸送が考えられる。その経費の支援は各地域のイベントとの兼ね合いもあるが、支援できるか観光協会内で検討する。



グリーンロード375

町職員不採用訴訟の経過を伺う

難しい裁判、判決は真摯に受け止め対応

問

平成22年3月に条件つき採用とした者について、平成22年10月に不採用と決定し告知した後、町の処分の取り消し、無効等を主張する訴訟が提起された。第1審の判決は町の完全勝訴、第2審は敗訴となった。町は第2審の判決を不服として、最高裁に上告したが不受理となった経過について伺う。

答

町長 町職員不採用訴訟は、22年3月1日に採用し、その勤務状況等に正式採用するための能力などの実証が得られない等の特別な事情があったため、8月31日までであった試用期間を延長することとを相手に告げ、9月以降の延長後の勤務状況なども踏まえ、22年10月に不採用を決定して10月28日付けで通知をした。相手方は町の不採用の処分の取り消し無効等を主張する訴訟を提起したものである。訴訟の経緯は、平成23年4月13日に松江地方裁判所に訴訟が提起され、町として応訴することとした。この後、約1年7カ月の期間、合計11回の過程を経て平成24年12月17日に判決があり、町の主張を認め相手の請求を却下する判決となった。その後、相手方が広島

高等裁判所松江支部へ平成24年12月25日に控訴し、平成26年1月22日の2審判決では、1審の判断を覆し相手の請求を認めるものとなった。町はこの判決を不服として最高裁へ上告することとし、3月28日付けで上告理由書と上告受理申立て理由書を提出した。同年6月10日付けで最高裁判所による上告審として受理しないとの決定があり、第2審の判決が確定した。長期間になる難しい裁判であったと考える。第1審においては、町が不採用と判断した妥当性、試用期間の延長を告げた事実の証拠能力などの延長手続などに関する事実関係、法律関係など町の主張をほぼ全面的に認め、相手の請求を却下するものであったが、第2審では町が不採用と判断した事実関係は認めつつも、第1審で認められた試用期間の延長にあたっての証拠能力について弱さが指摘され、具体的な期間を示さず口頭だけで告知した試用期間延長は無効と判断され、試用期間中を前提とした免職処分は違法で、相手方は正規職員となっていたという判決である。法の場合による最終判断を求めるべく上告等を行ったものであるが、最高裁の決定がなさ

れた以上、その結果は結果として真摯に受け止め対応している。現在相手方とは両者の弁護

士を通して協議・交渉をしている。

Vジャパンの現時点での経過と概要は

施設を取得、再稼働を検討する

問

町の一般財源で取り組んだ事業である。その後経過を伺う。

答

町長 ベレット製造関係機械一式を6月に取得した。木質ベレットの町内製造再開に向けて検討していく。

2年連続の赤字で解散？

一層の経営努力をする

問

指定管理施設開発公社の26年度8月までの運営状況について伺う。また、一般財団の場合は2年連続で赤字の場合、財団存続は困難と聞いているがどうか伺う。

答

町長 売上額は880万円と前年同期に比べて2

40万円、40%増収という好調な滑り出しである。平成25年度収支決算では588万円余りの赤字となったものの、土地などの財産を加えた純資産額は660万円余だ。この額が2期連続して300万円を下回らないよう、一層の経営努力をする。

飲料水会社の現状は

業務提携先を模索中

問

大和地区に飲料水の会社として進出した会社の状況及び今後の見通しを伺う。

答

町長 大和地区飲料水会社の状況は、昨年から販売先の契約について教社に交

渉を行っているが、契約の締結には至っていない。業務提携先を探し再開できるような話を進めているようだ。



山本 幹雄 議員

8月の広島土砂災害で 学んだものは

空振りを恐れず避難勧告をする



問

今年の夏は異常気象の影響であった。気象庁の発表によると、8月の日本の平均気温は平均より0・3度低く、2003年以来の冷夏で8月の日照時間は平年の30%から40%しかなく、8月の雨量は中国地方で平年の2・8倍であった。こうした中で、8月20日未明には広島で未曾有の大雨で大規模な土砂災害が発生し、多くの人命が失われた。土砂災害が発生した所の地質は、花崗岩の風化した地域であると報道されている。町内にも似たような地質の箇所は多く存在していると思う。1カ月の雨量が1日で降るような異常気象が全国で発生

している。気象庁では異常気象とは過去に経験した現象から大きく外れた現象で、人が一生の間にまれにしか経験できない現象と定義している。過去に土石流の発生記録がないところでも、これまでに経験したことなくような大雨が降った場合、大災害が予想されると思う。広島土砂災害で学ばべきものは多くあると思うが、防災計画の見直しや対策は検討したのか、したのなら、その結果をどのように住民に周知するのか尋ねる。

答

町長 広島土砂災害は、日本中どこでも起こりうる局地的な集中豪雨であると思いが知らされた。今後こうした集中豪雨の状況は、頻度を増す恐れがあるものと思っている。6月25日の美郷町防災会議で、災害対策基本法の改正を受け6つの重要な事項を見直した。避難勧告をはじめとする防災情報の発令は、判断伝達マニュアルとして判断基準を設定、伝達手段を明確に画一化して運用することとした。人命にかかわる災害対応は空振りを恐れずにマニュアルを運用して、避難勧告

を図っていく。土砂災害警戒区域は、本町では1607カ所が指定されている。避難場所などが土砂災害警戒区域内等に存在しているため、65カ所の避難場所18カ所に指定を絞った。広島土砂災害で改めて認識を高めた事は、命を守るための行動として、自宅内での安全な場所への移動も避難行動の1つとして、重要と学んだ。地域防災計画についての見直し内容や取り組みの方針は、ホームページへ全編掲載、6つの重要な事項を広報誌で特集として8月号より6回シリーズで掲載し周知していく。今年度はハザードマップも改定する予定。

問

特別警戒区域になるのと、より迅速な警報、避難指示等が出る体制をとらざるを得ないと思うが、土砂災害警戒区域の中に特別警戒区域はあるか。特別警戒区域に該当するような箇所は全くないとの認識なのか。

答

総務課長 特別警戒区域の指定はないが、特別警戒区域に該当するような箇所は全くないとは思っていない。

問

広島土砂災害の大きな問題は、この避難勧告、避難指示が遅れたということだ。6月に防災会議で検討したようだが、8月の広島土砂災害を受けて、具体的な検討したのか。

答

総務課長 8月20日の土砂災害を受けて、検討はしていない。

問

広島土砂災害に学んでほしい。6月の防災会議で示したマニュアルも広島土砂災害後、不備であるところはあると思うが、この検証をしていないのは残念だ。具体的に避難勧告を出す基準の雨量は把握できる状況にあるのか。

答

総務課長 県設置の雨量計で、邑智地域の雨量は広範囲なもの確認ができるが、大和地域の雨量の情報は入りにくい。

問

昨年も質問したが雨量計を増やし情報が入ってくるようにすべきだと思うが。

答

総務課長 リースの百葉箱で光ケープルを使って情報が入ってくるシステムがあると聞いているので検討している。



黒川 民次郎 議員

ゲリラ豪雨が発生時の町の体制は 災害対策本部条例により対応する

問 各地で発生している記録的な豪雨による災害は想像を絶するものがある。

町の政策の柱である安心安全な町づくり推進のため、災害時に備え防災公園ができた。

特に本町は河川や山間部で谷間が多く、そこに住居を構えていて当然危険の割合は高い。災害が発生した場合、災害対策本部が設置されるがその体制を問う。

答 町長 近年は地球の温暖化が要因として異常気象

による集中豪雨、異常高温、日照不足、冷夏、大雪等観測史上例を見ない気候が頻発している。町は避難を要する自然災害への対応として、災害対策本部条例により、災害対策本部の前提となる体制を、各種気象警報が発令された場合、第一次体制となる準備体制、さらに気象状況が激しさを増せば第二次体制として副町長を本部長とする警戒本部を設置、実際に災害が発生もしくは避難勧告を発令する事象の際は、町長を本部長とする災害本部を設置する。災害に応じたそれぞれの所管対応事務

は災害対策本部規則に掲げてある。

問 避難計画のなかで、広域での防災訓練は住民が参加しての訓練か。

答 町長 災害時に住民が安全に避難活動が行われるように必要な体制を整備する。

発生時には乳幼児を含む児童、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病弱者、高齢者、妊婦、外国人等、避難行動要支援者への対策が喫緊の課題。

避難準備情報・災害情報等の早期発令や要支援者の実態把握や名簿作り、具体的な支援者を募り関係機関と協力して避難支援プランの作成を進めている。避難が長期化した場合のプライバシー確保、滞在時のストレスが生じないよう避難所が円滑に運営すべく、運営ガイドラインを作成した。

問 災害情報は住民自身

が、我が町は河川や山間部、谷間が多く災害情報の危険度の判

断が難しいがどのように判断するか。

答 町長 災害情報は避難準備から避難勧告、避難指示と

なっている。命を守る3つの避難行動を広報みさと8月号から「自分のための避難について知識を身につけましょう」ということで、6回シリーズで掲載している。

問 かけ崩れの危険地域

及び防災上危険箇所での人命保護など、土石流災害を起ささないため治山ダム、防災ダムを設置されているが治山ダムと砂防ダムの違いを伺う。

答 町長 町内の砂防施設及び治山施設は、砂防施設

47か所・治山施設252か所である。砂防施設は豪雨や地震な



砂防ダム

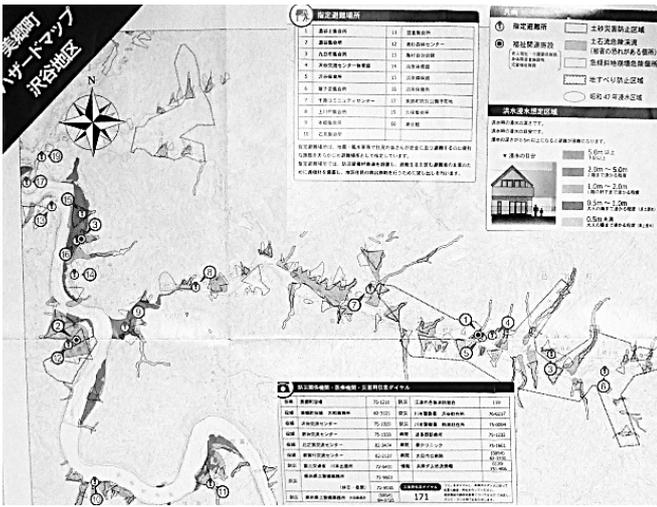
どにより山地の崩壊が発生した土石流を防護する目的で設置されている。治山施設は谷止めや施設や斜面の安定を保つために山腹施設などで、主に山の荒廃から山地を守るための施設である。



藤原 修治 議員

ハザードマップによる 減災対策の取り組みは

マップを改定し全戸配布したい



問 8月20日広島市の土砂災害は、住民への土砂災害危険箇所情報の提供が不十分だった事が課題となっている。これからも局地的な集中豪雨が多発すると予測されるが、ハザードマップの情報については、住民の理解度にかかなりの差があると思われる。今後のハザードマップによる、減災対策の取り組みを伺う。

答 町長 現在マップの改定を検討中。例えばマップの裏面を利用した防災情報を掲載し、減災対策に利用できるマップを目指しており、できるだけ早い時期に全戸配布したい。

問 8月広報から災害対策特集シリーズの記事が始まるのか、改定予定のハザードマップもまだ配布されていない。こうした情報は豪雨災害が予想される梅雨時期前に出すべきで、情報の出し方がタイムリーでないと思う。

答 総務課長 情報の出し方のタイムリーな時期については、指摘のとおりだと思っている。マップ更新の遅れは、冠水区域を国交省が確定していないため。いつまでも待たれないので、従来のままで掲載し後日改定という考えで進めている。

問 情報の出し方については空振り恐れず、邑南町のように避難準備情報前の避難予報を出す取り組みを研究すべきでは。

答 町長 早めの情報で空振りがあっても、それはしかたのないことで、災害から身を守ることが第一であり、この点でやっていけたらと思う。

要望 行政がなすべきことは、住民の方々の災害に対する意識を引き出し、その行動を後押しすることであり、そういう情報をしっかりと出すことをお願いする。

※DIIG訓練の推進状況は 今年度は2地区で計画

問 防災対策を検討するうえで非常に有効である、DIIG訓練のこれまでの実績と推進についての考えを伺う。

答 町長 訓練実績については、潮及び沢谷の2地区で実施。その後5自治会で実施し、今年度は2地区で計画し地元と協議中である。

※DIIG訓練とは：災害図上訓練。地図を用いて防災対策を検討する訓練。

各地域の防災士の育成は 13名の防災士を育成したい

問 今後の豪雨災害等の多発を考えると、消防団や防災士の役割が益々重要になると考える。

答 総務課長 なかなか地域で名乗りをあげていただけないのが実情である。何か仕事があるというように思われているのではと聞いている。

問 連合自治会から推薦者が出不いというのなら、各連合自治会の地域担当職員の中から育成してはどうか。

答 総務課長 決して悪い提案ではないので今後検討していく。

問 今後の豪雨災害等の多発を考えると、消防団や防災士の役割が益々重要になると考える。

答 町長 各連合自治会から1名程度13名の防災士を3年間で育成したい。現在は沢谷、粕瀬、吾郷の各連合自治会で3名である。

問 なぜ防災士の登録が、現在3名にとどまっているのか、その原因を伺う。



本会議で行った一般質問で改善や検討を求めています。
指摘した事項に、町当局がどう取り組んでいるかを追跡調査しました。

消えたままの横断歩道



問
答

消えた横断歩道の復元は？

各管理者へ連絡して早急な対応に努める

議会活動報告 (平成26年6月～)

日付	場 所	活 動 内 容
6月		
26	美郷町役場	広報委員会
7月		
3	美郷町役場	広報委員会
4	美郷町役場	広報委員会
11	美郷町役場	広報委員会
15	美郷町役場	議会運営委員会
18	美郷町役場	議会改革特別委員会
25	美郷町役場	美郷町議会第4回臨時会
25	邑南町(矢上交流センター)	邑智郡公立邑智病院組合議会
29	美郷町役場	奥出雲町議会来庁 タブレット視察
8月		
4	江津市(江津邑智消防組合消防本部)	江津邑智消防組合議会
5	美郷町(美郷町役場)	都賀本郷連合自治会陳情提出
6	美郷町(美郷町役場)	島根県ろうあ連盟陳情提出
19	美郷町役場	議会運営委員会
22	美郷町役場	議会改革特別委員会
26	川本町(悠邑ふるさと会館)	邑智郡総合事務組合議会定例会
29	川本町(邑智郡町村会)	邑智郡町議会議長・副議長・事務局長合同会議
9月		
3	美郷町役場	全員協議会
8~18	美郷町役場	美郷町議会第3回定例会
22	邑南町(邑智病院)	邑智郡公立邑智病院組合議会

ギネスに挑戦美郷Deカヌーに参加

ギネスに挑戦美郷Deカヌーに参加してみた。ギネス記録には艇の数が足りないので単なるイベントになってしまったようだが、これをバネに来年成功してほしいとの思いで、記録にならないが挑戦することにした。参加費は3000円、連合自治会が2000円単位自治会で1000円を出してもらおうので負担はゼロ。朝、9時前から受付をし、署名しゼッケン番号を持って顔写真を撮る。パドルとジャケットを受け取り準備万端、さあ挑戦だと思ったら、初心者講習が始まるという。初心者ではないのでどうするのかと尋ねると、開会式まで待つて欲しいとのこと。開会式の時間を見ると12時、それまで何するの？10時前になってゾクゾク参加者がやって来た。と言っても全部で200艇の参加数らしい。あまりにも時間があるので少し乗ってみることにした。15年ぶりのカヌー。上手なわけでもないが特に失敗もなく水面に滑り出し

た。水面目線は久しぶり、爽やかな風が心地よい。100艇ぐらいが練習している。20分位練習。少し早いが昼食にすることにした。本郷友の会のボラティアア路店。うどんから揚げ、かき氷などがある。早速うどんとから揚げを注文、早かったためすぐに食べることができたが、この後行列ができていた。美味しく頂いてから木陰で開会式まで休憩。開会式では参加者が少なくギネスに挑戦は出来ないが、今回の記録を日本記録にしますと会長の挨拶？なんのことは無い日本でこれに挑戦したところはないようだ。参加者はそこは解っているらしく、また、来年は記録に挑戦するぞとの思いを込めて大きな拍手が起こった。来年は期待できそうだ。連合自治会に参加要請があったのが8月18日、その時の参加者予定者は100人程、ん？この挑戦は難しい。結果は200艇の参加にとどまった。もう少し働きかけが早ければ成功も見えたかも

しれない。これを糧にして来年はギネス記録を達成して欲しいと思っていた。町長からも遠くからの参加者にお礼の挨拶などがあり開会式は終了。いよいよ本番だ。300mぐらいの河原に200艇のカヌーが番号が付いてズラリと並んでいる。しかし、間隔が狭い？これで大丈夫？本番は1時30分からののでそれまでに練習をしよう。ギネスルールは簡単である。艇に乗った状態で陸の上から水面に出て10m進んだ艇の数が記録になるものだ。時間は15秒間。一回目の練習が始まる。合図と同時に艇をゆすって水面に、必死に漕いでなんとか10mのブイを越えることができた。思っていたとおり隣同士の間隔が狭い。二回目の練習も難なくクリアした。本番まで時間が残り参加者同士で色々話が弾む。パドルがぶつかるので少し時間差でスタートした方が良いとか、子供を先に行かせる、艇は思い切りゆすって水面に出るなど余裕の会話を楽しんでいた。そして本番を迎えた。係りの人スタートの合図に65歳の新人高齢者は燃えた。艇を思い切りゆすって水面へと…？出ない？隣は小学生、先を譲ろうかと考え

る間もなく小学生は先に行ってしまった。よし！あとはしつかり漕ぐだけだ！しかし残り時間のカウントが始まる！焦る、焦る！終了！ブイの5m手前だった。日本記録にも貢献できずに終わってしまった。艇から降りるときに滑ってずぶ濡れというおまけがついた。しかし楽しい挑戦であった。小学生から70歳を超える参加者も多く挑戦できるギネスの記録だと思う。ギネス記録を作るなら40艇以上の参加が欲しい。河原の整備も必要と思う。町民の協力も極めて重要。一ヶ月前に動員要請をするようではダメ。参加費も工夫が欲しい。世界記録は簡単に出来ない。広く協力を求めて来年こそは成功させて欲しい。来年は記録にカウントしてもらえよう頑張りようと思う。

(山本記)



草刈りが里山を守る

宮内 上田 賢逸

「何しよーるの」「草刈り。」
久し振りに合う知人との会話の
答えは、いつもこうなる
くひくひと草刈りをして
います。

38年勤めた会社を退職
して、生まれ育った比之
宮地区に帰郷して6年にな
ります。

帰ってきた時は、まわ
りの人たちから、「田舎
じゃあ草刈りをちゃんと
せにやあいけんよ。」

「同じ場所を、1年に
3回は刈らんといいけん
で。」と言われました。

草刈りを始めた頃は要
領がつかめず、手や腕に
力を入れすぎて指先が腱
鞘炎になり、指を曲げる
ことができなくなった時
期がありました。今は
だいぶ要領がよくなり、
シルバー人材センター
や、営農組合が管理する水田の
畦や法面の草刈りにも声がかか

るようになりました。里山の景
観を美しく保つためには、草刈

私は草刈りが嫌いではなくて
（好きとは言えませんが）、本当
によかったと思っています。



比之宮地区の皆さん
はとも几帳面に草刈
をされる方が多く、年
に3回ではなく、4、
5回刈られていた方も
多いように思います。

中には草刈りをきつ
い仕事と思わず、楽し
みに変えようと草刈
アートを考えられた方も
あり、私達も楽しませ
てもらっています。い
つも手入れをして下さ
る方に、心より敬意を
表します。

今、政府は農業の大
規模化を目指して、企
業の参入を積極的に進
めようとしています。が、
平坦で平野のような

りはとても大切な仕事だと思
います。

土地で、大規模農業が出来るこ
と、美郷町のような中山間

地域では全く事情が違うと思
います。

中山間地域での米作りは、農
業で収入を得るといふ目的以外
に子供や親せきに安心して食べ
てもらふ米や野菜を作ることや、
里山の景観を守るといふ目的が
あります。

今年、JAの米の買い取り価
格が大幅に引き下げられまし
た。TPPの今後の交渉次第で
は、更に米の値段は下がるかも
知れません。

今、日本は米余り状態だと言

われています。でも私は近い将
来必ず世界中で食料不足の事態
が起きると思っています。

その時に備えて、水田や畑を
耕作できる状態で維持しておく
ことが、今の私達の大切な役割
ではないかと思っています。

そして美しい里山の景観が、
都会を離れて田舎暮らしをした
いという人たちを呼び込む重要
な要素となることを信じて、こ
れからも草刈りを続けていきたく
いと思っています。

編集後記

夏を感じることもなくすつ
かり秋となりました。食べ物
がとっても美味しく食欲がわ
き、どんどん食べてしまう。

いい季節なんです。が保健師さ
んに叱られ、反省しダイエツ
トを意識しながらも毎年挫折
：腹や背中がダブついてきま
すし、カッコいい服も当然着
れなくなりました。スポーツ
の秋とはいえ、好きな剣道も
最近は何の故障を言い訳にサ

ぼっていて、唯一愛犬の散歩
をたまにする程度で運動を
したものと満足しています。
議会は一人の議員が禁煙し
たことにより健康意識が高ま
り、近々料理教室も計画され
ております。

これから、各地でお祭りが
始まりますが、年一回の深酒
は多少目をつむるとしても、
飲酒運転は目をつむることは
できません。

これからどんどん寒くなっ
てきます、お体を大事にして
お過ごしください。(原)